

豊川市監査公表第3号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成27年5月8日

豊川市監査委員 鈴木 不二夫
同 上 澤 勉

監査結果に基づく措置通知書（産業部商工観光課）

監査実施期間 平成26年 8月10日から

豊川市監査公表第40号分

平成26年10月10日まで

指摘事項	措置状況
<p>(改善事項)</p> <p>1 次の補助金の交付要綱について、補助金の交付対象及び交付額が不明確であるため、改正されたい。</p> <p>(1) 交付対象及び交付額が不明確なもの</p> <p>ア 施設管理協会人件費補助金</p> <p>イ 勤労者文化体育事業補助金</p> <p>ウ 職業能力開発専門学院事業補助金</p> <p>エ 中小企業振興対策事業費補助金</p> <p>オ 商店街連盟事業費補助金</p> <p>カ 観光協会事業費補助金</p> <p>キ 市民まつり事業費補助金</p> <p>(2) 交付対象が不明確なもの</p> <p>ア 創業・再生支援事業費補助金</p> <p>イ 専門家活用促進事業費補助金</p> <p>(3) 交付額が不明確なもの</p> <p>ア 消費生活学校等事業費補助金</p> <p>2 公共駐車場（諏訪公共駐車場を除く。）の指定管理者である株式会社日本メカトロニクスの子会社の公金の取扱方法等について、次の点を改善するよう指導されたい。</p> <p>(1) 定期駐車券利用の使用料について、指定管理仕様書3(6)②ウ、エ、オに規定する使用期間前の徴収がされていない。</p> <p>(2) 公共駐車場管理規則第2条の規定により、指定管理者が定めることとされている定期駐車券の交付に関する手続が定められていない。</p>	<p>1 左記指摘事項について、平成27年度より改正した補助金交付要綱を施行するため、平成27年3月20日に各要綱の交付の対象者、対象経費及び交付額を明確に規定した。</p> <p>なお、施設管理協会人件費補助金交付要綱については、平成27年4月1日より、勤労福祉会館管理業務が指定管理者制度から市職員による管理形態へ変更となるのに伴い、当該交付要綱については、当課において今年度において運用を終了する。</p> <p>2 左記指摘事項について、下記のとおり指導するとともに実施させた。</p> <p>(1) 定期駐車券利用の使用料については、平成27年1月分より使用期間前に徴収することとした。</p> <p>(2) 「豊川市豊川駅東駐車場はじめ4施設定期駐車券の交付に関する手続」を2(1)の徴収方法の変更に併せ、平成26年12月1日に当該手続の改訂を実施した。</p>

監査結果に基づく措置通知書（産業部商工観光課）

監査実施期間 平成26年 8月10日から

豊川市監査公表第40号分

平成26年10月10日まで

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(改善事項)</p> <p>3 公共駐車場(諏訪公共駐車場を除く。)の定期駐車券について、利用実績報告、申込内容及び入金状況の整合性が、毎月確認されていないため改善されたい。</p> <p>4 自動販売機設置に係る行政財産貸付実施要領に、行政財産目的外使用許可で対応できる要件が規定されているが、決裁ではその要件が示されていないため、改善されたい。(各公共駐車場、ふれあい交流館の飲料水等自動販売機)</p>	<p>3 平成26年12月報告分より、指定管理者から月次報告される前月分の利用実績について、「指定した日の出入庫履歴書」、「定期駐車券利用申込書」、「定期駐車券利用駐車区画の空きナンバー表」、「定期駐車券利用者未納額等一覧表」を追加提出させるとともに、職員による各報告書と入金額を照合、確認する公金事務の取扱方法とした。</p> <p>4 平成27年3月11日の決裁より、平成27年度に更新する各公共駐車場及びふれあい交流館に係る決裁において、自動販売機設置に係る行政財産貸付実施要領の規定に基づく、目的外使用許可で対応できる要件を明示した。</p>

(注) 上記2、3の措置状況は、平成27年2月25日現在のものである。

(注) 上記1、4の措置状況は、平成27年3月26日現在のものである。